

令和8年度 第1回厚木市健康食育推進協議会（会議結果報告）

会議主管課	健康こどもみらい部 健康医療課
会議開催日時	令和8年6月11日（木） 午後3時から午後4時30分まで
会議開催場所	厚木市役所 本庁舎3階 特別会議室
出席者	<厚木市健康食育推進協議会委員 11人> <事務局6人> こども家庭センター・健康医療担当部長、健康医療課長、 健診・予防担当課長、健康医療係長、同主査、同主事
会議要旨	・案件 (1) 会長及び副会長の選出について (2) 厚木市未来へつなぐ健康づくり条例骨子（案）について (3) 第3次健康食育あつぎプラン令和7年度事業結果及び令和8年度事業計画について (4) 第4次健康食育あつぎプラン策定方針について (5) その他
説明者	健康医療係主査、同主事
傍聴者	なし

委員15人中11人出席（過半数）により会議は成立

会議の経過は、次のとおりである。

1 開会 ※開会前に委嘱状交付済

資料の確認、協議会の役割、組織運営等について、事務局より説明。

2 案件

(1) 会長及び副会長の選出について

事務局 厚木市健康食育推進協議会規則第5条第1項により、委員の互選により
会長、副会長を定めることとなっている。選出について提案等お願いしたい。

委 員 事務局に一任する。

事務局 医療分野の知見的な観点から、会長は厚木医師会から選出の老山委員に、副会長は厚木歯科医師会から選出の内田委員にお願いしたいと考える。

委員全員 異議なし。

事務局 会長に老山委員、副会長に内田委員が承認された。

(2) 厚木市未来へつなぐ健康づくり条例骨子（案）について

会 長 事務局から説明をお願いしたい。

事務局 資料1、修正資料2に沿って説明。

(資料2は事前配布していたが、誤りがあったため、修正資料2に差替え)

会 長 事務局の説明が終わったので、質疑に入る。

委 員 口腔機能発達不全症は主にこどもの間で問題となっているが、国方針で6月1日から、全世代の口腔機能をチェックするよう発表されたため、その概念を盛り込んでほしい。

条例15番の「歯科疾患」という表現より、「歯と口腔の疾患」という表現の方が良いのでないか。

文章にする際、「発達」や「不全」という文言は適さないのではないかと個人的に思う。

数年前に国会決議された国民皆歯科健診が現在準備段階だが、国民皆歯科健診というワードを条例の文章に入れてほしい。

あるデータでは、こどものむし歯が増えている。神奈川県内のデータを分析すると横浜などの一部地域はむし歯率が低く、地域ごとに意識の違いが分かる。かつて川崎市麻生区が日本の平均寿命トップになったニュースがあったが、それとファクターが似ていると感じる。

これらのことから、「意識向上」という文言を入れたほうが良いのではないかと思う。

会 長 条例 15 番を含めて、事務局は検討をお願いしたい。

委 員 市の責務として、条例 5 番の（４）のほかの自治体等の連携について、7 番から 10 番の各役割をとりまとめるようなことも市の責務として含んでいるということで良いのか。

また、ほかの自治体の連携だけではなく、市の内部におけるコアな部分の記載があっても良いのではないか。

事務局 団体等の連携について記載はないが、5（3）で、それぞれの団体等が健康づくりの推進に関する活動ができるよう環境づくりの整備をするというところで包括しているものと考えている。

事務局 ここで資料の訂正をさせていただく。

以下のとおり。

2 ページ

誤 （イ）睡眠・休養・こころ

正 ウ 睡眠・休養・こころ

誤 （ウ）成人で、睡眠で休養（省略）割合は約 5 割となっています。

正 （ア）成人で、睡眠で休養（省略）割合は約 5 割となっています。

委 員 6 番市民の役割かかりつけ医と記載があるが、かかりつけ医の定義は総

合内科的なものなのか、それとも個人によって総合内科がかかりつけの人もいれば、内科や耳鼻科ごとにかかりつけ医がいる場合もあると思うがそのような意味合いなのか。

事務局 後者の認識である。

会 長 質問がない場合は、案件(2)は終了とする。

なお、市長から諮問をいただき、皆さんに説明があり、それぞれ意見をいただいたが、この意見を踏まえて、市に対して答申書を提出することとなる。答申書については、私がまとめたものを市長にお渡しする、会長一任という形をとらせていただいてよろしいか。

《答申書、会長一任で全員了承》

会 長 答申書を市長に提出したいと思う。もし意見や質問がある場合は事務局に連絡をお願いしたい。

(3) 第3次健康食育あつぎプラン令和7年度事業結果及び令和8年度事業計画について

会 長 事務局から説明をお願いしたい。

事務局 資料3に沿って説明。

会 長 事務局の説明が終わったので、質疑に入る。

会 長 特定保健指導については、特定健診に引っかかったものが対象か。

事務局 特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い方に対して個別に合わせた指導を行う事業である。

会 長 対象者へは個別に通知が送付されるのか。

事務局 その通りである。

委 員 事業番号19のあつぎ健康チャレンジについて、以前参加しようとしたが、アプリ等での参加要件があることから、機械に強い家族にやってもらったが、できずに諦めた過去がある。

現在使用しているアプリの設定が煩雑である可能性はないか。検証されたりしているのか。

事務局 あつぎ健康チャレンジは、コースによって使用するアプリが異なるが、神奈川県が作成しているE-kanagawaとマイME-BYOカルテの2つがある。特にマイME-BYOカルテの設定が難しいとのお声をいただいている。そのため、1人で設定することが難しい方は連絡をしてもらい設定を一緒に行うこともしているため、そのような対応ができることの周知も徹底していきたいと考えている。

委 員 厚木市で独自のアプリを開発するなどの予定はあるか。

事務局 現状は、既存のアプリを使用する予定のため開発の予定はない。

E-kanagawaを使用するコースについては、厚木市公式ラインからも行えることができないか検討中である。

会 長 御質問等がなければ、案件(3)について、終了とする。

(4) 第4次健康食育あつぎプラン策定方針について

会 長 事務局から説明をお願いしたい。

事務局 資料4に沿って説明。

会 長 事務局の説明が終わったので、質疑に入る

【質疑なし】

会 長 御質問等がなければ、案件(4)について、終了とする。

(5) その他

会 長 事務局から説明をお願いしたい。

事務局 次回の開催時期について説明。

会 長 事務局の説明が終わったので、御意見、御質問があれば、お願いしたい。

会 長 御質問等がなければ、案件(5)について、終了とする。
以上をもって本日の案件は、全て終了する。

【会議終了 午後4時30分】